

令和8年度 天理市 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

特別徴収関係書類を送付します。(この封筒に入っているもの)

① 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用) **白黒刷**

② 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書(納税義務者用) **青色刷**

納税者(従業員本人)が、自らの課税内容等を確認するための通知書です。

▶ミシン目で切り離し、中を開けずに本人にお渡しください

③ 納入書(特別徴収義務者用)

総括表等において不要の申出があった事業所様については送付していません。

④ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収のしおり(この冊子)

なお、納税者への交付に当たっては、プライバシーの保護に充分ご配慮ください。(1ページをご参照ください)

目次

特別徴収のお願い	P. 1
特別徴収事務要領	P. 2
異動届出書・切替申請書等の提出について	P. 4
転勤した方がいたら	P. 4
退職・休職した方がいたら [一括徴収]	P. 4
退職・休職した方がいたら [普通徴収]	P. 5
就職・復職した方がいたら	P. 6
事業所の所在地・名称等に変更があったら	P. 6
『給与所得者異動届出書』	P. 7
『特別徴収への切替申請書』	P. 8
『所在地・名称変更届出書』	P. 9
『納期の特例に関する承認申請書』	P. 10
退職所得に対する住民税の特別徴収について	P. 11
納入書記入例	P. 14
市・県民税払込取扱局指定通知書	P. 16

個人住民税の特別徴収関連手続きについて、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、インターネットによる受付を推奨しています。

●お問い合わせ●

奈良県天理市役所
☎632-8555 天理市川原城町605番地

電話 0743-63-1001 (代)
・特別徴収全般、届出書の書き方について
・納付、還付について

税務課市民税係 内線 248、249、613
収税課管理係 内線 203、204

特別徴収義務者 様

天理市長 並 河 健

令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収のお願い

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について格別のご配慮とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本年度も地方税法第321条の3及び第321条の4並びに市税賦課徴収条例第44条及び第45条の規定により市民税・県民税・森林環境税の特別徴収をお願いすることになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

プライバシーの保護の留意点

1 個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつ、それを本人に通知又は公表しなければならない、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつ、それを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定（例えば、「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等）し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますので御留意ください。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

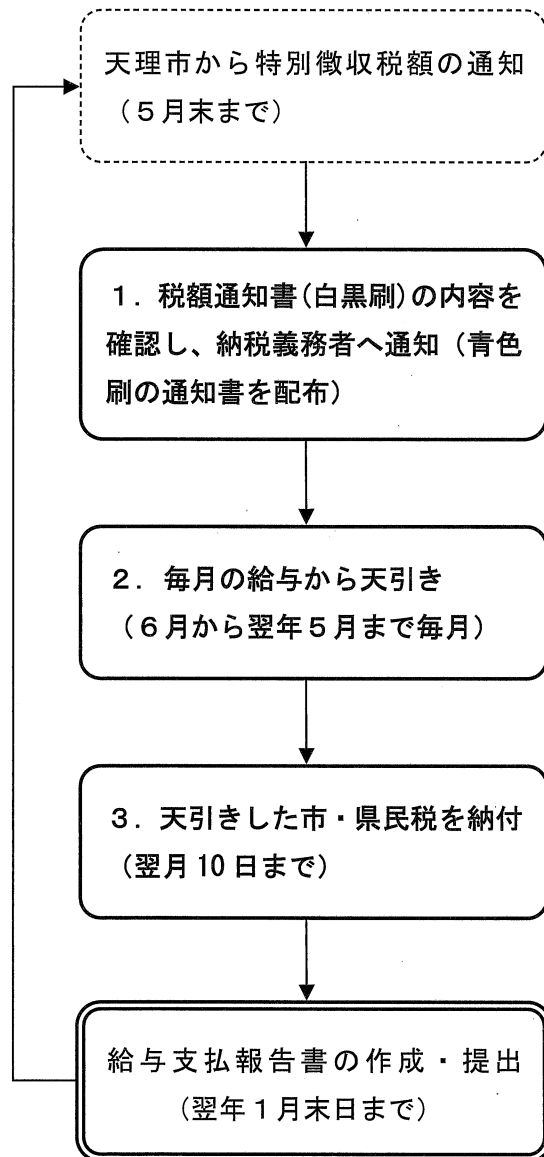
個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めていただきますようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収事務要領

特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、給与の支払を受ける従業員（納税義務者）に代わり、毎月支払う給与から市・県民税を徴収し納入していただく制度です。



1. 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）にある各納税義務者の月割額をご確認ください。また、特別徴収税額通知書（納税義務者用）を納税義務者である各従業員へ配布し税額を通知してください。

◎ 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後にその税額を更正（増減）する場合があります。その際は特別徴収税額変更通知書を送付しますので、記載内容に従って月割額を変更（納付書記載額を二重線で訂正または白地の納付書を使用）の上納入願います。この変更通知書は税額更正月の翌月に送付します（月1回）。

2. 給与から特別徴収（天引き）してください。

給与所得以外の所得に係る所得割額も併せて特別徴収できることとされており、合算して税額を算出していることがあります。

◎ 転勤・退職・休職など給与の支払を受けなくなった方がいる場合

『給与所得者異動届出書』を提出してください。 → P4, P5, P7

◎ 就職・復職など普通徴収から特別徴収へ切替えたい場合

『市民税・県民税・森林環境税の特別徴収への切替申請書』を提出してください。 → P6, P8

◎ 事業所の所在地・名称などに変更がある場合

『特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書』を提出してください。 → P6, P9

3. 取扱金融機関に納入してください。

各納税義務者から徴収した月割額の合計を、「納入書」により納付してください。納期限は徴収した月の翌月の10日（土曜日、日曜日または祝日に当たるときは、その日の翌営業日）です。各月分の納入期限は、納入書に記載のとおりです。

納期限（翌月10日）までに納入がない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、地方税に定める割合を乗じて計算した金額の延滞金が加算されます。

4. 納期の特例について

総従業員が常時10人未満である特別徴収義務者は、事務負担を軽減する目的で「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」(P. 10)を提出し、市長の承認を受けることで特別徴収した額を年2回にまとめて納付することができます。ただし、納期の特例は申請以降からの適用になり、申請前に納期が到来している分については、遡って適用することはできません。なお、この制度はあくまでも特別徴収義務者が納入する際の納期の特例ですので、従業員の給与からは毎月特別徴収税額を徴収しなければなりません。

※ 承認申請書の提出は、納期の特例の適用を受けようとする月の20日までに天理市税務課市民税係まで送付してください。

※ 特別徴収税額の納期の特例が承認された場合、翌年からの申請は不要です。

※ 納付書は、上期(11月)と下期(5月)に6カ月分をまとめてご納付ください(翌月10日納期限)。

5. 納入場所(取扱金融機関)

◎ 天理市指定金融機関

南都銀行

◎ 天理市収納代理金融機関

京都銀行 あいち銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿労働金庫
奈良県農業協同組合

◎ 郵便局

大阪貯金事務センター(郵便番号 539-8794)

天理市以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局をご利用の場合は、当該郵便局を本市の取扱局として指定する必要があります。この冊子の最終ページに掲載の「市民税・県民税・森林環境税払込取扱局指定通知書」を当該郵便局にご提出ください。なお、前年度ご利用の指定郵便局は、本年度も引き続き利用できます。

6. 特別徴収税額等について不服のある場合

特別徴収税額通知書または同変更通知書について不服のある場合は、その通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に天理市長に対して審査請求をすることができます。(詳細については特別徴収税額の通知書に記載してあります。)

7. 給与支払報告書の作成・提出について(翌年1月)

12月分の給与支払が終わり年間(1月から12月)の給与支払額が確定しましたら、貴事業所が給与の支払をした全従業員のうち、翌年1月1日時点の住所地が天理市である方について『給与支払報告書(個人別明細書)』を作成し提出してください。これに先立ち、11月下旬(予定)に天理市仕様の『給与支払報告書(総括表)』を送付しますので、各個人別明細書に添えてご提出ください。

※ 提出期限: 翌年1月31日(土・日の場合は2月第1月曜日)

※ 年度途中で退職された方についても退職時までの金額で作成し提出が必要です。

異動届出書・切替申請書等の提出について

特別徴収税額を通知した納税義務者が、転勤・退職・休職などにより貴事業所から給与の支払を受けなくなった場合、その異動の事実が発生した月の翌月の10日までに『特別徴収に係る給与所得者異動届出書』(P.7)を提出してください。

この手続をされないと、当該異動者にかかる未徴収税額が「滞納」として取り扱われ、貴事業所に督促状が発送されることになります。
また当該異動者への普通徴収納税通知書の発行が遅れることにもなり、一度に多額の税金を納めなければならなくなりますので、忘れず速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

提出された異動届をもとに、天理市で受付処理した翌月に特別徴収税額の変更通知書を送付します(月1回まとめて)。ただし、送付月から徴収税額を変更していただく必要のある納税義務者については、処理の都度、仮通知(「特別徴収税額の変更について」)を送付しますので事前にご準備願います。なお、納入書の差し替えはありませんので、納入月ごとに金額を訂正してご使用ください。

転勤した方がいたら…

転勤先で特別徴収を継続する場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で「1 特別徴収継続」を選び、新しい事業所名等を記載いただき、転勤先の担当者に月割額等をお伝えください。

- ✔ 転勤先が不明な場合や、転勤先と連絡がとれない場合は、「1 特別徴収継続」ではなく、「3 普通徴収（退職後本人が納付）」でお手続きください。

[illegible]

退職・休職した方がいたら… [一括徴収]

退職・休職等により特別徴収できなくなった残税額（未徴収税額）について、退職金や最後の給与からまとめて徴収し、納入することを一括徴収といいます。その場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で「2 一括徴収」を選び、一括徴収した税額の納入月を記入してください。納入は他の給与所得者に係る月割額と併せて、徴収した月の翌月 10 日までに行ってください。

① 退職の日が令和8年6月1日から令和8年12月31日までの場合

⇒ 退職した給与所得者から一括徴収の申出があった場合は、
残税額をまとめて徴収してください。

② 退職の日が令和9年1月1日から令和9年4月30日までの場合

⇒ 退職した給与所得者の申出（承諾）がなくても、残税額を一括徴収してください。

退職・休職した方がいたら… [普通徴収]

退職・休職等により特別徴収できなくなった残税額(未徴収税額)について、本人が直接納付することになる場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で「3 普通徴収（退職後本人が納付）」を選んでください。

✓ 納税義務者が海外へ転勤・移住・帰国する場合は、最後の給与や退職金から一括徴収するか、出国の日までに納税管理人を定めてください。

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書										宛 名 番 号	
付 印 受 8	天 理 市 長 様 令和 年 月 日提出		所在地 (住所) 天 理 市 川 原 城 町 × × 番 地		係 担 当 者 氏 名 天 理 太 郎 電 話 0743- 63 △△△△		特 別 徴 収 指 定 番 号 12134567				
フリガナ 氏 名 奈 良 花 子		フリガナ ナ ラ ハ ナ コ		名称 〇〇〇株式会社		法人番号					
生 年 月 日 天 60年 2月 3日		新 姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日	
個人番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8		120,000		50,000		70,000		令和 △ 年 8月 30日		異動の事由	
1月1日現在 天 理 市 丹 波 市 町 〇〇 番 地 1-2		異動後 奈 良 市 × × 町 △△ 番 地 3-405号						異動後の未徴収税額の徴収方法 (※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。)		番号を記入 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 専従 6 支払少額 7 支払不規則 8 その他	
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)		② 一括徴収の場合 (未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。)		③ 普通徴収 (一括徴収しない場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。))		④ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑤ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑥ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。	
新しい給与支払者 所在地 天 理 市 川 原 城 町 × × 番 地		フリガナ 氏 名 天 理 太 郎		名称 〇〇〇株式会社		法人番号		担当部署氏名 天 理 太 郎		電話番号 0743- 63 △△△△	
① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収継続の希望がないため。		③ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		④ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑤ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑥ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。	
徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		80,000 円		左記の一括徴収した税額は 11 月分		左記の一括徴収した税額は 11 月分		左記の一括徴収した税額は 11 月分		左記の一括徴収した税額は 11 月分	
① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収継続の希望がないため。		③ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		④ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑤ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑥ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。	
1 異動年月日が6月1日～12月31日までの間でかつ本人からの申出がないため。		2 異動年月日が1月1日～4月30日までの間でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。		3 死亡による退職のため。		旧 7年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収に切替え 3 一括徴収 4 その他		8年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収に切替え 3 一括徴収 4 その他		点 検	

1 本書は特別徴収の(個人の市民税及び県民税(住民税)・森林環境税(国税)を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書(個人別明細書及び給与表)を提出してください。)

2 大額で繰り越した部分をご記入ください。

3 異動により給与等が支払われなくなった場合は、本書とは別に、翌年の1月31日(土)の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び給与表)を提出してください。

4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届け出が必要となります。詳しくは収納担当へお問い合わせください。

〇複写してご使用ください

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書										宛 名 番 号	
付 印 受 8	天 理 市 長 様 令和 年 月 日提出		所在地 (住所) 天 理 市 川 原 城 町 × × 番 地		係 担 当 者 氏 名 天 理 太 郎 電 話 0743- 63 △△△△		特 別 徴 収 指 定 番 号 12134567				
フリガナ 氏 名 奈 良 花 子		フリガナ ナ ラ ハ ナ コ		名称 〇〇〇株式会社		法人番号					
生 年 月 日 天 60年 2月 3日		新 姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日	
個人番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8		120,000		50,000		70,000		令和 △ 年 8月 30日		異動の事由	
1月1日現在 天 理 市 丹 波 市 町 〇〇 番 地 1-2		異動後 奈 良 市 × × 町 △△ 番 地 3-405号						異動後の未徴収税額の徴収方法 (※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。)		番号を記入 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 専従 6 支払少額 7 支払不規則 8 その他	
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)		② 一括徴収の場合 (未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。)		③ 普通徴収 (一括徴収しない場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。))		④ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑤ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑥ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。	
新しい給与支払者 所在地 天 理 市 川 原 城 町 × × 番 地		フリガナ 氏 名 天 理 太 郎		名称 〇〇〇株式会社		法人番号		担当部署氏名 天 理 太 郎		電話番号 0743- 63 △△△△	
① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収継続の希望がないため。		③ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		④ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑤ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑥ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。	
徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		80,000 円		左記の一括徴収した税額は 11 月分		左記の一括徴収した税額は 11 月分		左記の一括徴収した税額は 11 月分		左記の一括徴収した税額は 11 月分	
① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収継続の希望がないため。		③ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		④ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑤ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。		⑥ 退職後の未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。	
1 異動年月日が6月1日～12月31日までの間でかつ本人からの申出がないため。		2 異動年月日が1月1日～4月30日までの間でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。		3 死亡による退職のため。		旧 7年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収に切替え 3 一括徴収 4 その他		8年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収に切替え 3 一括徴収 4 その他		点 検	

1 本書は特別徴収の(個人の市民税及び県民税(住民税)・森林環境税(国税)を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書(個人別明細書及び給与表)を提出してください。)

2 大額で繰り越した部分をご記入ください。

3 異動により給与等が支払われなくなった場合は、本書とは別に、翌年の1月31日(土)の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び給与表)を提出してください。

4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届け出が必要となります。詳しくは収納担当へお問い合わせください。

〇複写してご使用ください

就職・復職した方がいたら…（特別徴収に切替）

就職・復職などにより特別徴収に切替される場合は、『市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替申請書』（P. 8）を提出してください。

- 納期限を過ぎた期の分は特別徴収に変更できません。
（ご本人に納付書等で納めていただく必要があります）
- 貴事業所が特別徴収を開始できる月を必ずご記入ください。

事業所の所在地・名称等に変更があったら…

事業所の所在地・名称等に変更があった場合や特別徴収にかかる書類の送付先を別に設けたい場合などは、『特別徴収義務者所在地・名称変更届出書』（P. 9）を提出してください。

- 合併等により事業所が変更（指定番号が変更）となる従業員がいる場合は、別途『給与所得者異動届出書』を提出してください。
- 天理市に法人市民税を申告納税されている事業所（法人）は、別途『法人等異動届出書』をご提出ください。

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替申請書

（あて先）天理市長 令和 △ 年 10 月 3 日

特別徴収義務者	住所又は所在地	(〒 632-0016) 天理市川原城町 × × 番地												特別徴収指定番号	☑有(1234567) □無		
	フリガナ	△△△△△△△△ カブシキガイシャ												連絡者の係・氏名並びに電話番号	係	人事給与係	
	氏名又は名称	〇〇〇 株式会社													氏名	天理 太郎	
	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2		3	電話番号	0743-63-△△△△
	代表者の氏名	甲 乙 丙 次													電話番号	0743-63-△△△△	
電話番号	0743-63-00△△																

下記の者について、【 1 ・ 2 (3) 4 ・ 随 ・ 次年度 】期以降分の計 60,000 円を
10 月分(翌月10日納期限分)から特別徴収します。 ※普通徴収の納期限が過ぎたものは切替できません。

月割額の事前連絡 1. 不要 / 2. 電話連絡(10 月 20 日までに) / 3. 仮通知(文書連絡)

切替対象者(納税義務者)	普通徴収通知書番号	8765432												納付方法	1 納付書で納付 (2) その他(納付書不要)	
	住所	天理市丹波市町〇〇番地1-2														
	氏名(生年月日)	奈良 花子 (T (S) H 60 年 4 月 3 日生まれ)														

特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書 ◆変更があった場合は、速やかに届け出てください

令和△年 10 月 15 日	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所)	〒556-0001 大阪市中央区△△町 × × 番地												特別徴収義務者指定番号	1234567		
天理市長 様		名称	〇〇〇 株式会社												担当者	係	総務課給与事務係	
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2		3	氏名	天理 太郎
		代表者の氏名	甲 乙 丙 次													電話番号	06-987-××××	

変更年月日 令和 △ 年 10 月 1 日 届出事由 1. 所在地(住所)の変更 2. 送付先の変更 3. 合併(※欄に記入) 4. 名称の変更 5. その他()

事項	変	更	前	変	更	後
フリガナ						
所在地(住所)	〒632-0016 天理市川原城町 × × 番地			〒556-0001 大阪市中央区△△町 × × 番地 ※送付先(該当する場合は記入してください)		
フリガナ						
名称						
電話番号	0743-63-△△△△			06-987-××××		
備考						

※届出事由「3. 合併」を選択された場合は、下欄を記入してください

フリガナ	合併先の名称	特別徴収義務者指定番号	□有() □無
合併後の指定番号	1. 現在の指定番号を継続して使用する。 2. 合併先の指定番号()を使用する。⇒「給与所得者異動届出書(転勤)」の提出が必要です。 3. 新規に指定番号を取得する。⇒「給与所得者異動届出書(転勤)」の提出が必要です。		市記入欄 入力 点検

○複写してご使用ください

付
印
8
受

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

宛 名 番 号	
---------	--

給与所得者	天 理 市 長 様 令和 年 月 日提出		所在地 (住所)	名称 (氏名)	係 担当者 氏名 電話	特別徴収 指定番号	異動後の未徴収税額の徴収方法 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。		
	フリガナ							法人番号	
	氏名		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日			異動の事由
	生年月日	明 大 昭 平 年 月 日	新 姓		月分 月分まで	月分 月分まで		令和 年 月 日	番号を記入 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他
	個人番号								番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (退職後本人が納付)
	住所 1月1日現在 異動後								

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。）

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収指定番号	左記の特別徴収義務者へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から徴収し、納付するよう連絡済です。(※新しい勤務先にお伝えください。)	
	フリガナ		法人番号		
	名称		担当者氏名 電話番号		受 給 者 番 号 納付書の送付について 1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を最後の給与等から一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収継続の希望がないため。	円	

③ 普通徴収（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお、異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	旧 特 別 徴 収 処 理 欄	7年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収に切替え 3 一括徴収 4 その他	点検
	8年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収に切替え 3 一括徴収 4 その他	点検	

注意
事項

1 本書は特別徴収の(個人の市民税及び県民税(住民税)・森林環境税(国税)を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。
※提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。

2 太線 で囲んである部分をご記入ください。

3 異動により給与等を支給しなくなった場合、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。

4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届け出が必要となります。詳しくは収納担当へお問い合わせください。

○複写してご使用ください

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替申請書

(あて先)天理市長

令和 年 月 日

特別徴収義務者	住所 又は 所在地	(〒)												特別徴収 指定番号	□有() □無			
	フリガナ													連絡者の 係・氏名 並びに 電話番号	係			
	氏名 又は 名称														氏名			
	法人番号															電話番号		
	代表者 の氏名																電話番号	
	電話番号																	
下記の者について、【 1・2・3・4・随・次年度 】期以降分の 計 円を 月分(翌月10日納期限分)から特別徴収します。 ※普通徴収の納期限が過ぎたものは切替できません。																		
月割額の事前連絡		1. 不要 / 2. 電話連絡(月 日までに) / 3. 仮通知(文書連絡)																
納付方法		1. 納付書で納付 2. その他(納付書不要)																
(納税義務者) 切替対象者	住所																	
	氏名 (生年月日)	(T・S・H 年 月 日生まれ)																

○複写してご使用ください

特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書

◆変更があった場合は、速やかに届け出てください

令和 年 月 日 天理市長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名称											担当者	係		
		法人番号												氏 名		
		代表者の氏名												電話番号		

変更年月日	令和 年 月 日	届出事由	1. 所在地(住所)の変更 4. 名称の変更	2. 送付先の変更 5. その他()	3. 合併(※欄に記入)
-------	----------	------	---------------------------	------------------------	--------------

事 項	変 更 前		変 更 後	
フリガナ				
所在地 (住所)	〒		〒 □送付先(該当する場合は☑してください)	
フリガナ				
名 称				
電 話 番 号				
備 考				

※届出事由「3. 合併」を選択された場合は、下欄を記入してください

フリガナ			特別徴収義務者指定番号	□有() □無		
合併先の名称						
合併後の指定番号	1. 現在の指定番号を継続して使用する。 2. 合併先の指定番号()を使用する。⇒「給与所得者異動届出書(転勤)」の提出が必要です。 3. 新規に指定番号を取得する。⇒「給与所得者異動届出書(転勤)」の提出が必要です。			市 記 入 欄	入 力	点 検

○複写してご使用ください

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

令和 年 月 日

天理市長 様

天理市税賦課徴収条例第46条の2又は第53条の7の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例の承認について申請します。

この特例制度の適用を受けた後において、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく届け出ます。

特別徴収義務者指定番号				
申請者	所在地 (住所)	〒		
	名称			
	法人番号			
	代表者氏名			
	電話番号			
特例の申請を受けようとする税額		令和 年 月分以降の納期にかかる 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額		
		円		
申請の日前6カ月間の 月別の給与の支払いを 受ける者の人数及び 当該給与の金額		常時勤務者	臨時雇用者	
	年 月	人 円	人 円	
	年 月	人 円	人 円	
	年 月	人 円	人 円	
	年 月	人 円	人 円	
	年 月	人 円	人 円	
	年 月	人 円	人 円	
本市に係る徴収金の 滞納又は最近における 著しい納付等の遅延が ある場合はその事由				
この申請書を提出した 日以前1年以内に納期 の特例の承認の取消通 知をうけたことの有無		1. 無 2. 有		

※ 承認申請書の提出は、納期の特例の適用を受けようとする月の20日までに天理市税務課市民税係まで送付してください。

承認書

令和 年 月 日

様

天理市長 並 河 健

令和 年 月 日付で申請のあった特別徴収税額の納期の特例について、下記のとおり承認します。

【特例の適用後の税額及び納期限】				
令和 年 月分～令和 年 月分	円	納期限	令和 年 月 日	
令和 年 月分～令和 年 月分	円	納期限	令和 年 月 日	

退職所得に対する住民税の特別徴収について

◎ 退職所得に対する住民税の計算式

退職所得の金額
支払額から退職所得控除額を控除した金額の2分の1を乗じた金額

×

税	率
市 民 税	県 民 税
6 %	4 %

＝

特別徴収税額	
市 民 税 額	県 民 税 額

(千円未満切り捨て) (百円未満切り捨て)

退 職 所 得 控 除 額 早 見 表

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
年	万円	年	万円	年	万円	年	万円
1	80	11	440	21	870	31	1,570
2	80	12	480	22	940	32	1,640
3	120	13	520	23	1,010	33	1,710
4	160	14	560	24	1,080	34	1,780
5	200	15	600	25	1,150	35	1,850
6	240	16	640	26	1,220	36	1,920
7	280	17	680	27	1,290	37	1,990
8	320	18	720	28	1,360	38	2,060
9	360	19	760	29	1,430	39	2,130
10	400	20	800	30	1,500	40	2,200
勤続年数が41年以上の場合		2,200万円に、40年を超える1年ごとに70万円を加算した金額					

計算上の注意点

- 退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額）に千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる。（退職所得の金額は1,000円単位）
- 特別徴収すべき税額（市町村民税額、都道府県税額）に百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる（特別徴収すべき税額は100円単位）。
- 勤続年数に1年に満たない期間がある場合は、切り上げます。
- 障害者になったことが原因で退職したと認められる場合には、該当する退職所得控除額早見表の控除額に100万円を加算します。
- 令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当について、勤続年数5年以下で特定役員退職手当等に該当しない短期退職手当等の退職所得の計算方法が、以下のとおり変わりました。
退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について全額が課税の対象となります。

◇ 退職手当等の特別徴収税額の納入について

退職手当等の特別徴収税額は、退職手当の支払の際に貴社（庁）において計算し、徴収していただくことになっています。

徴収した退職所得手当等の特別徴収税額は、徴収した月の翌月の10日までに納付書によって払い込んでください。

（給与所得に係る特別徴収税額がある場合は、当該特別徴収税額に併せて納入してください。）

◇ 市民税県民税納入申告書の記載について

退職手当等の特別徴収税額の納入の際には、市民税県民税納入申告書に必要事項を必ず記入の上、郵送にてご提出ください。

なお、退職者の個人別内訳については、13ページの「退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人内訳書」をご利用ください。

※納入される事業所が法人の場合は、郵送に代えて納入書裏面の納入申告書に記載して提出することができます。

市民税・県民税 納入申告書												
天理市長殿											(受付印)	
令和 年 月 日 提出												
令和 年 月 分 人員											人	
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別 徴収 税額	市民税											
	県民税											
特別 徴収 義務 者	住所(居所) 又は所在地											
	氏 名 又は名称											
	法人 番号 又は 個人 番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												

○複写してご使用ください

退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人別内訳書

特別徴収義務者	住所（居所） 又は所在地																	
	氏 名 又は名称										指定番号							
	法人番号 又は 個人番号																令和 年 月分	

氏 名 生 年 月 日	住 所	退職手当等 の支払金額	退職所得 控 除 額	就職年月日 退職年月日	勤続年数	市民税額	県民税額	合 計
		円	円	年 月 日 年 月 日	年	円	円	円
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
年 月 日				年 月 日 年 月 日				
				件 数	件	円	円	円

納 入 書 記 入 例

特別徴収の収納事務をコンピュータ（自動読取装置）により処理しておりますので、金額等の記入に当たっては次の記入例のとおり正確に記入いただくようお願いします。

記入される方へのお願い

- (1) 用紙を折り曲げたり汚したりしないでください
- (2) 黒のボールペンで記入してください
- (3) 数字は記入例に従って記入してください
- (4) 数字がワクからはみ出さないよう注意してください
- (5) 金額の前に「¥」記号を付けしないでください
- (6) 合計額欄にも必ず記入してください
- (7) 訂正する場合は二重線で消して記入してください

良い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

悪い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

閉じる カギを
つけな
い まるめない 閉じ
ない 離さ
ない 突き出さない 閉じる

奈良県天理市 個人市民税 個人県民税 納入書(公) 森林環境税		振替の請求に使用する欄			
		払出口座番号	払出請求人印 番		
市区町村コード		□ 座 番 号		加 入 者 名	
2 9 2 0 4 4		00900 - 8 - 960157		天理市会計管理者	
分		指 定 番 号		納入金額(1)	
※納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		納 入 金 額	給 与 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
			退 職 所得分		
			延滞金		
			督 促 手数料		
			※は郵便局において使用する欄です。	(2)	合 計 額
(特別徴収義務者)住所(所在地) 〒		領 収 日 付 印			
氏名(名称)					

上記のとおり納入します。

(金融機関又は郵便局保管)

市民税・県民税 納入申告書													
天理市長				令和		年		月		日		提出	
退職手当等支払金額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額		市民税											
		県民税											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により 分離課税に係る所得割の納入について申告します。										人員		人	
退職者 内訳	住所			住所									
	氏名			氏名									
	退職手当等支払額		円	退職手当等支払額		円							
	退職所得控除額		円	退職所得控除額		円							
	勤続期間		勤続	勤続期間		勤続							
年 月 日～ 年 月 日		年	年 月 日～ 年 月 日		年								
退職者が3名以上の場合は、特別徴収のしおり「退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人別内訳書」をご利用ください。													
(特別徴収義務者)													
住所又は所在地〒													
氏名又は名称													
法人番号													



事業所が法人の場合は、納入済通知書の裏面にある納入申告書をご利用いただけます。

個人事業主の場合は、「納入申告書 (P.12)」をご利用いただき、納入済通知書の裏面にある納入申告書には、何も記入しないでください。

納入申告書記載の要領

1. 「人員」欄には退職手当等の税額を徴収した人員を記載してください。
2. 特別徴収税額の「市民税」「県民税」の欄には、退職手当等から徴収された分離課税に係る所得割の市民税額と県民税額を記載してください。

<取扱金融機関>

南都銀行
京都銀行
あいち銀行
大和信用金庫

奈良中央信用金庫
奈良信用金庫
近畿労働金庫
奈良県農業協同組合

<取りまとめ郵便局>
大阪貯金事務センター
郵便番号 539-8794

※天理市以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局をご利用の場合は、「市民税・県民税・森林環境税払込取扱局指定通知書」をご提出ください。(初回のみ)

市民税・県民税・森林環境税払込取扱局指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、貴局を本市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたので通知します。

払込取扱局の指定について

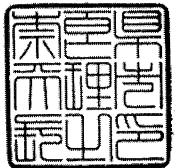
特別徴収義務者が市・県民税の納入に郵便局を利用される場合は、当該郵便局を市が指定する必要がありますので、左の指定通知書に利用される郵便局名を記入の上、当該郵便局にご提出ください。

切り取ってご使用ください

1 承認番号	貯業二第712号
2 口座番号	00900-8-960157
3 加入者の名称	天理市会計管理者
4 取りまとめ局	大阪貯金事務センター 郵便番号 539-8794

令和 年 月 日

天理市長 並 河 健



郵便局長様